



12月3日(日)は

朝霞市議会議員一般選挙の投票日です



市ホームページ

☎選挙管理委員会事務局 ☎463-2444



朝霞市で投票できる方

日本国民で、平成17年12月4日までに生まれた方で、令和5年8月25日までに朝霞市に転入届をして投票日まで居住している方
※詳しくは、入場券に同封のチラシをご確認ください。



開票は即日開票です

日時／投票日当日 午後9時～
会場／総合体育館 サブアリーナ
参観人／定員50人
※朝霞市の選挙人名簿に登録されている方



投票所入場券を世帯ごとに封書で郵送します

- (1) 封書1通に世帯員5人まで入場券が同封してあります。
- (2) 投票するときは、同封の入場券を各自お持ちいただき、投票所にお越しください。
- (3) 入場券が届かない場合や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿で登録が確認できれば投票できます。入場券は、告示日前後に発送します。



点字投票・代理投票もできます

目の不自由な方には、点字器と点字投票用紙をご用意しています。また、ご自身で候補者の氏名を記載できない場合は代理投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

また、提示することで投票所で必要な支援を受けることができる「投票支援カード」を、市ホームページに掲載しましたので、必要な方は印刷してお持ちください。



選挙公報は 各家庭に配布します

候補者の政見などを掲載した選挙公報を、各家庭に配布します。



期日前投票・不在者投票のご利用を

選挙期日(投票日当日)に、仕事や旅行などのような理由で投票所に行くことができない場合は、期日前投票や不在者投票ができます。

期間／11月27日(月)～12月2日(土)

場所／市役所別館5階502会議室・朝霞台出張所



不在者投票をする場合の注意点

(1) 朝霞市以外の選挙管理委員会で行う方法

ほかの市町村に滞在中の場合は、郵送で投票用紙を請求することができます。なお、郵送に時間がかかりますので、早めに請求してください。

(2) 指定された施設(病院または老人ホーム等)で不在者投票を行う方法

不在者投票ができる施設に指定されている施設等に入院・入所している場合は、その施設で不在者投票ができます。その施設が指定されているかは、各施設長または選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

(3) 郵便等による不在者投票を行う方法

郵便等による不在者投票が認められているのは、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っていて、一定の障害のある方、または介護保険の被保険者証の介護状態区分が「要介護5」の方です。事前に申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。手続き等の詳細については、お問い合わせください。